提　出　用　令和6年分　収支内訳書（不動産所得用）

住　所	いわき市	業　種　名	
氏　名		職　　業	
電　話		特 記 事 項	

◎ 収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。また、各項目に該当しないものがある場合は空欄に記入してください。

◎ 不動産所得のある方も帳簿の作成・保存が義務付けられました。この様式は市のホームページにございますので、必要であればご活用ください。

（自□月□日　至□月□日）　□ 年の途中で事業　開始 ・ 廃止　（□月□日）
（年の途中で事業を開始又は廃止した方は日付を記入してください）

			（百万）	（千）	
収入金額	賃貸料	①			⇦ 裏面「①賃貸料」の合計額を記入
	礼金,権利金,更新料	②			⇦ 裏面「②礼金・権利金・更新料」の合計額を記入
	名義書換料その他	③			⇦ 裏面「③名義書換料・その他」の合計額を記入
	合計（①～③）	④			
必要経費	給料賃金	⑤			⇦ 賃貸している建物などの管理人や賃貸料の集金人に支払う給料
	減価償却費	⑥			⇦ 裏面「⑥減価償却費」の合計額を記入
	貸倒金	⑦			⇦ 既に収入金額とした未収賃貸料
	地代家賃	⑧			⇦ 賃貸している建物の敷地の地代
	借入金利子	⑨			⇦ 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子
	租税公課	⑩			⇦ 賃貸している土地、建物等についての固定資産税、事業税など
	損害保険料	⑪			⇦ 賃貸している建物等についての火災保険料
	修繕費	⑫			⇦ 賃貸している建物等についての修繕のための費用
	雑費	⑬			⇦ 業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費
		⑭			
		⑮			
	合計（⑤～⑮）	⑯			
専従者控除前の所得金額（④－⑯）		⑰			
専従者控除額		⑱			
所得金額（⑰－⑱）		⑲			

生計をーにする配偶者や15歳以上のその他の親族が、６ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族１人につき、次の（1）か（2）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。）

（1）配偶者８６万円（その他の親族５０万円）

（2）（⑰の金額）÷（1＋事業専従者数）

◎不動産所得の収入の内訳（※1）

貸家貸地等の別	用途(住宅用等)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間	貸付面積	本年中の収入金額				保証金敷金(期末残高)
						賃貸料		礼金権利金更新料	名義書換料その他(小作料等)	
						月　額	年　額			
					㎡	円	円	円	円	円
合　計							①	②	③	

※1　収入に含める時期について
（1）契約又は慣習により賃貸料の支払日の定められているものについては、その支払日。
（2）支払日の定められていないものについては、その賃貸料の支払いを受けた日。

⑥減価償却費（※３）

減価償却資産の名称	数量	取得年月	㋑ 取得価額	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率	㋥ 本年中の使用期間	㋭ 本年分の償却費(㋺×㋩×㋥)	㋬ 事業専用割合	本年分の必要経費(㋭×㋬)
		年　月	円	円		年		月/12	円	%	円
		・						/12			
		・						/12			
		・						/12			
		・						/12			
		・						/12			
		・						/12			
		・						/12			
合　計											⑥

※３　建物・機械などの資産は耐用年数を基として計算した減価償却費だけがその年の経費になります。
なお、取得年月日によって、計算方法が異なりますので注意してください。

【平成１９年３月３１日以前に取得した資産】旧定額法

〈計算式〉本年分の必要経費＝ ㋑ 取得価額×90%× ㋩ 償却率 × ㋥ 使用期間 × ㋬ 事業専用割合
（㋑ 取得価額×90%＝㋺）

◇すでに償却が終わっている資産についても、償却が終わった年の翌年以後５年間で１円まで償却します。

【平成１９年４月１日以降に取得した資産】定額法

〈計算式〉本年分の必要経費＝ ㋑ 取得価額 × ㋩ 償却率 × ㋥ 使用期間 × ㋬ 事業専用割合

耐用年数が３年の設備等の ㋩ 償却率は、
旧定額法の場合・・・０．３３３
定額法の場合・・・・０．３３４　となるので注意してください。
詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

⑫修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日 / 支払金額	左のうち必要経費算入額
		円	円
合　計			⑫